

危険なブロック塀等の解体には 補助制度があります!



臼杵市危険ブロック塀等除却事業補助金



例えば
高さ1.6m、幅2mの
コンクリートブロック塀の重さは
500kg以上!



対象者

危険ブロック塀等の所有者または管理者で、
市税等の滞納がない方

以下の要件を全て満たすブロック塀等（コンクリートブロック造、コンクリートパネル造、石造、
れんが造、その他組積造による塀 ※フェンス等との混用である場合を含む）

- 道路に面している（私道を除く）
- 地盤面からの高さが1m以上ある
- ひび割れまたは傾きがある
- 市が調査を行い、危険と判定したもの

申請の流れ



申請者が行う手続き
市が行う手続き

期間の目安

1週間～2週間程度

調査の申込み

現地調査

判定

判定結果通知

1～2週間程度

補助金交付申請

交付決定通知

工事契約・着工

2週間～1ヶ月程度

完了報告

額の確定

補助金の交付

Check!

塀の状態を把握するため、**現況写真**をご持参ください。また、調査が立て込んでいる場合は順番待ちとなります。

Check!

事前相談～補助申請～交付決定までは、時間を要します。申請者の都合で手続きを早める等の対応はできませんので、お早めにご相談ください。

補助額



危険ブロック塀等の除却に要する費用の1/2（上限10万円）

※除却後に塀を新設する費用は対象となりません。

その他



- 道路に面している危険ブロック塀を全て除却してください（土留めを除く）。
- 市から交付決定を受ける前に工事契約・着工したものは補助対象となりません。
- 老朽危険家屋等除去促進事業補助金との併用はできません。また、同一敷地内で過去に補助を受けブロック塀等を除却している場合も対象となりません。
- 市の予算には限りがあります。危険ブロック塀等に該当してもすぐに補助申請ができない場合がありますのでご了承ください。

問合せ・ご相談はこちら



臼杵市都市デザイン課

☎0972-86-2711

調査申込書の
ダウンロード
はこちら→

